

女川原子力発電所第2号機 工事計画審査資料	
資料番号	02-補-E-18-0510-4_改 0
提出年月日	2021年7月27日

補足-510-4 基本設計方針から設工認添付書類及び様式-1への展開表  
(計測制御系統施設)

2021年7月

東北電力株式会社

「基本設計方針から設工認添付書類及び様式一1への展開表」【計測制御系統施設】

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一1への反映結果
変更前	変更後		
用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	—	— (用語の定義のみ)
第1章 共通項目 計測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 設備に対する要求 (4.7 内燃機関の設計条件, 4.8 電気設備の設計条件を除く。), 5. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	第1章 共通項目 計測制御系統施設の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.7 内燃機関及びガスタービンの設計条件, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	—	1. 共通的に適用される設計
第2章 個別項目 1. 計測制御系統施設 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する制御棒及び制御棒駆動系と、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有する設計とする。  通常運転時の高温状態において、独立した原子炉停止系統である制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入並びにほう酸水注入系による原子炉冷却材中へのほう酸注入は、それぞれ発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。	第2章 個別項目 1. 計測制御系統施設 1.1 反応度制御系統及び原子炉停止系統共通 発電用原子炉施設には、制御棒の挿入位置を調節することによって反応度を制御する制御棒及び制御棒駆動系と、再循環流量を調整することによって反応度を制御する再循環流量制御系の独立した原理の異なる反応度制御系統を施設し、計画的な出力変化に伴う反応度変化を燃料要素の許容損傷限界を超えることなく制御できる能力を有する設計とする。【36条1】  通常運転時の高温状態において、独立した原子炉停止系統である制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入並びにほう酸水注入系による原子炉冷却材中へのほう酸注入は、それぞれ発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。【36条3】	—	— (変更なし)
運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても、制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。	運転時の異常な過渡変化時の高温状態においても、制御棒及び制御棒駆動系による制御棒の炉心への挿入により、燃料要素の許容損傷限界を超えることなく発電用原子炉を臨界未満にでき、かつ、維持できる設計とする。【36条4】	—	— (変更なし)
設置(変更)許可を受けた冷却材喪失その他の設計基準事故時の評価において、制御棒及び制御棒駆動系は、原子炉スクラム信号によって、水圧制御ユニット(アキュムレータ)の圧力により制御棒を緊急挿入できる設計とするとともに、制御棒が確実に挿入され、炉心を臨界未満にでき、かつ、それを維持できる設計とする。	設置(変更)許可を受けた冷却材喪失その他の設計基準事故時の評価において、制御棒及び制御棒駆動系は、原子炉スクラム信号によって、水圧制御ユニット(アキュムレータ)の圧力により制御棒を緊急挿入できる設計とするとともに、制御棒が確実に挿入され、炉心を臨界未満にでき、かつ、それを維持できる設計とする。【36条6】	—	— (変更なし)
制御棒及びほう酸水は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的安定性を保持する設計とする。	制御棒及びほう酸水は、通常運転時における圧力、温度及び放射線に起因する最も厳しい条件において、必要な耐放射線性、寸法安定性、耐熱性、核性質、耐食性及び化学的安定性を保持する設計とする。【36条10】	—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
<p>1.2 制御棒及び制御棒駆動系</p> <p>制御棒は、最大の反応度価値を持つ制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれていて、その他の制御棒が全挿入の場合、高温状態及び低温状態において常に炉心を臨界未満にできる設計とする。また、発電用原子炉運転中に、完全に挿入されている制御棒を除く、他のいずれかの制御棒が動作不能となった場合は、動作可能な制御棒のうち最大反応度価値を有する制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれた状態でも、他のすべての動作可能な制御棒により、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保持できることを評価確認し、確認できない場合には、発電用原子炉を停止するように保安規定に定めて管理する。</p>	<p>1.2 制御棒及び制御棒駆動系</p> <p>制御棒は、最大の反応度価値を持つ制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれていて、その他の制御棒が全挿入の場合、高温状態及び低温状態において常に炉心を臨界未満にできる設計とする。また、発電用原子炉運転中に、完全に挿入されている制御棒を除く、他のいずれかの制御棒が動作不能となった場合は、動作可能な制御棒のうち最大反応度価値を有する制御棒 1 本が完全に炉心の外に引き抜かれた状態でも、他のすべての動作可能な制御棒により、高温状態及び低温状態において炉心を臨界未満に保持できることを評価確認し、確認できない場合には、発電用原子炉を停止するように保安規定に定めて管理する。【36 条 8】</p>	—	— (変更なし)
<p>反応度が大きく、かつ急激に投入される事象による影響を小さくするため、制御棒の落下速度を設置（変更）許可を受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御棒落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制する。また、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒引抜速度以下に制限するとともに、零出力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜操作を規制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けることで、引き抜く制御棒の最大反応度価値を制限する。更に中性子束高及び原子炉周期（ペリオド）短による原子炉スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定される反応度投入事象発生時に燃料の最大エンタルピや発電用原子炉圧力の上昇を低く抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の破損を生じさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順についても、保安規定に定めて管理する。</p>	<p>反応度が大きく、かつ急激に投入される事象による影響を小さくするため、制御棒の落下速度を設置（変更）許可を受けた「制御棒落下」の評価で想定した落下速度に制御棒落下速度リミッタにより制限することで、制御棒引き抜きによる反応度添加率を抑制する。また、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」の評価で想定した制御棒引抜速度以下に制限するとともに、零出力ないし低出力においては、運転員の制御棒引抜操作を規制する補助機能として、制御棒価値ミニマイザを設けることで、引き抜く制御棒の最大反応度価値を制限する。更に中性子束高及び原子炉周期（ペリオド）短による原子炉スクラム信号を設ける設計とする。これらにより、想定される反応度投入事象発生時に燃料の最大エンタルピや発電用原子炉圧力の上昇を低く抑え、原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物の破損を生じさせない設計とする。なお、制御棒引抜手順についても、保安規定に定めて管理する。【36 条 9】</p>	—	— (変更なし)
<p>制御棒及び制御棒駆動系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、キセノン崩壊による反応度添加及び高温状態から低温状態までの反応度添加を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。</p>	<p>制御棒及び制御棒駆動系は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時における低温状態において、キセノン崩壊による反応度添加及び高温状態から低温状態までの反応度添加を制御し、低温状態で炉心を未臨界に移行して維持できる設計とする。【36 条 5】</p>	—	— (変更なし)
<p>制御棒は、十字形に組み合わせたステンレス鋼製の U 字形シースの中に中性子吸収材を収めたものであり、各制御棒は 4 体の燃料体の中央に、炉心全体にわたりて一様に配置する設計とする。</p> <p>制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けるとともに、制御棒の駆動は、ピストン上部又は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計とする。</p>	<p>制御棒は、十字形に組み合わせたステンレス鋼製の U 字形シースの中に中性子吸収材を収めたものであり、各制御棒は 4 体の燃料体の中央に、炉心全体にわたりて一様に配置する設計とする。</p> <p>制御棒の下端には制御棒落下速度リミッタを設けるとともに、制御棒の駆動は、ピストン上部又は下部に駆動水を供給することにより、原子炉圧力容器底部から行う設計とする。</p>	—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
通常駆動時は、制御棒駆動水ポンプにより加圧された駆動水で駆動し、原子炉緊急停止時は、各々の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニット（アキュムレータ）の高圧窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒を駆動する設計とする。	通常駆動時は、制御棒駆動水ポンプにより加圧された駆動水で駆動し、原子炉緊急停止時は、各々の制御棒駆動機構ごとに設ける水圧制御ユニット（アキュムレータ）の高圧窒素により加圧された駆動水を供給することで制御棒を駆動する設計とする。【36条11】	—	—
原子炉冷却材の漏えいが生じた場合、その漏えい量が10mm(3/8インチ)径の配管破断に相当する量以下の場合は制御棒駆動水ポンプで補給できる設計とする。【33条13】	原子炉冷却材の漏えいが生じた場合、その漏えい量が10mm(3/8インチ)径の配管破断に相当する量以下の場合は制御棒駆動水ポンプで補給できる設計とする。【33条13】	—	— (変更なし)
制御棒駆動系は、発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入時間が、発電用原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入できること、並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生した場合においても、燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で引き抜きできない設計とする。	制御棒駆動系は、発電用原子炉の緊急停止時に制御棒の挿入時間が、発電用原子炉の燃料及び原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷を防ぐために適切な値となるような速度で炉心内に挿入できること、並びに通常運転時において制御棒の異常な引き抜きが発生した場合においても、燃料要素の許容損傷限界を超える駆動速度で引き抜きできない設計とする。【37条1】	—	— (変更なし)
なお、設置（変更）許可を受けた仕様並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の評価で設定した制御棒の挿入時間、並びに設置（変更）許可を受けた「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」の評価の条件を満足する設計とする。【37条2】	なお、設置（変更）許可を受けた仕様並びに運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の評価で設定した制御棒の挿入時間、並びに設置（変更）許可を受けた「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」及び「出力運転中の制御棒の異常な引き抜き」の評価の条件を満足する設計とする。【37条2】	—	— (変更なし)
制御棒は、原子炉モードスイッチ「停止」位置にある場合、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、燃料交換機が原子炉上部にあり、荷重状態のとき、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、引き抜かれている制御棒本数が1本のとき、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、スクラム排出容器水位高によるスクラム信号がバイパスされているとき、スクラム排出容器水位高による制御棒引抜阻止信号のあるとき、原子炉モードスイッチ「起動」位置にある場合で、起動領域モニタの指示高、指示低若しくは動作不能及び中間領域において原子炉周期が短のとき、原子炉モードスイッチ「運転」位置にある場合で、出力領域モニタの指示低又は動作不能のとき、出力領域モニタの指示高のとき、制御棒価値ミニマイザによる制御棒引抜阻止信号のあるとき、制御棒引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のあるときは、引き抜きを阻止できる設計とする。	制御棒は、原子炉モードスイッチ「停止」位置にある場合、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、燃料交換機が原子炉上部にあり、荷重状態のとき、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、引き抜かれている制御棒本数が1本のとき、原子炉モードスイッチ「燃料取替」位置にある場合で、スクラム排出容器水位高によるスクラム信号がバイパスされているとき、スクラム排出容器水位高による制御棒引抜阻止信号のあるとき、原子炉モードスイッチ「起動」位置にある場合で、起動領域モニタの指示高、指示低若しくは動作不能及び中間領域において原子炉周期が短のとき、原子炉モードスイッチ「運転」位置にある場合で、出力領域モニタの指示低又は動作不能のとき、出力領域モニタの指示高のとき、制御棒価値ミニマイザによる制御棒引抜阻止信号のあるとき、制御棒引抜監視装置からの制御棒引抜阻止信号のあるときは、引き抜きを阻止できる設計とする。【37条5】	—	— (変更なし)
制御棒駆動機構は、各制御棒に独立して設けられたラッチ付き水圧ピストン・シリンド方式のものであり、インデックスチューブと駆動ピストン、コレット集合体等で構成され、制御棒の駆動動力源である制御棒駆動水ポンプによる水圧が喪失した場合においても、ラッチ機構により制御棒を現状位置に保持し、発電用原	制御棒駆動機構は、各制御棒に独立して設けられたラッチ付き水圧ピストン・シリンド方式のものであり、インデックスチューブと駆動ピストン、コレット集合体等で構成され、制御棒の駆動動力源である制御棒駆動水ポンプによる水圧が喪失した場合においても、ラッチ機構により制御棒を現状位置に保持し、発電用原	—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
子炉の反応度を増加させる方向に作動させない設計とする。 また、制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介して容易に外れない構造とする。 制御棒駆動系にあっては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、その他の炉心を構成するものを損壊しない設計とする。	子炉の反応度を増加させる方向に作動させない設計とする。 また、制御棒駆動機構と制御棒とはカップリングを介して容易に外れない構造とする。【37条3】 制御棒駆動系にあっては、制御棒の挿入その他の衝撃により制御棒、燃料体、その他の炉心を構成するものを損壊しない設計とする。【37条4】	—	— (変更なし)
1.3 原子炉再循環流量制御系 再循環流量は、静止型原子炉再循環ポンプ電源装置により電源周波数を変化させ、原子炉再循環ポンプ速度を調整することにより制御できる設計とする。 また、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑制するため、主蒸気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を同時にトリップする機能を設ける設計とする。	1.3 原子炉再循環流量制御系 再循環流量は、静止型原子炉再循環ポンプ電源装置により電源周波数を変化させ、原子炉再循環ポンプ速度を調整することにより制御できる設計とする。 また、タービン・トリップ又は発電機負荷遮断直後の原子炉出力を抑制するため、主蒸気止め弁閉又は蒸気加減弁急速閉の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を同時にトリップする機能を設ける設計とする。【36条2】	—	— (変更なし)
1.4 ほう酸水注入系 ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能になった場合、手動で中性子を吸収するほう酸水（五ほう酸ナトリウム）を原子炉内に注入する設備であり、単独で定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持できるだけの反応度効果を持つ設計とする。【36条7】	1.4 ほう酸水注入系 ほう酸水注入系は、制御棒挿入による原子炉停止が不能になった場合、手動で中性子を吸収するほう酸水（五ほう酸ナトリウム）を原子炉内に注入する設備であり、単独で定格出力運転中の発電用原子炉を高温状態及び低温状態において十分臨界未満に維持できるだけの反応度効果を持つ設計とする。【36条7】	—	— (変更なし)
	運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系を設ける設計とする。【59条1】	要目表 VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  原子炉冷却系統施設に係る機器の配置を明示した図面 4.4.7 ほう酸水注入系  計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面 5.3.1 ほう酸水注入系  原子炉格納施設に係る機器の配置を明示した図面 8.3.2.7 ほう酸水注入系	2. 計測制御系統施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 18.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2. 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	原子炉保護系、制御棒、制御棒駆動機構又は水圧制御ユニットの機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、ほう酸水注入系は、ほう酸水注入系ポンプにより、ほう酸水注入系貯蔵タンクのほう酸水を原子炉圧力容器へ注入することで、発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。【59条5】	要目表 VI-1-1-4-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉本体)  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	2. 計測制御系統施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計  VI-1-10-2 「原子炉本体」の様式一

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
		(計測制御系統施設)  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉格納施設)  計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面 5. 3. 1 ほう酸水注入系  計測制御系統施設に係る系統図 5. 3. 1 ほう酸水注入系  構造図 2. 原子炉本体 5. 3. 1 ほう酸水注入系 8. 1 原子炉格納容器	3. 原子炉本体の兼用に関する設計 3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2. 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	ほう酸水注入系の流路として、設計基準対象施設である原子炉圧力容器、炉心支持構造物及び原子炉圧力容器内部構造物を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【59条6】	要目表  VI-1-1-4-1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉本体)  VI-3-3-1 原子炉本体の強度に関する説明書  VI-3-別添6 炉心支持構造物の強度に関する説明書  VI-3-別添7 原子炉圧力容器内部構造物の強度に関する計算書  構造図 2. 原子炉本体 8. 1 原子炉格納容器	VI-1-10-2 「原子炉本体」の様式－1 1. 共通的に適用される設計 3. 原子炉本体の兼用に関する設計 3.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 3.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式－1 12. 材料及び構造に係る設計 12.1 クラス機器及び支持構造物の強度評価 12.7 炉心支持構造物の強度評価  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2. 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
1.5 原子炉圧力制御系  圧力制御装置は、原子炉圧力を一定に保つように、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を自動制御する設計とする。  また、原子炉圧力が急上昇するような場合、タービンバイパス弁を開き、原子炉圧力の過度の上昇を防止する設計とする。  圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力設定値とを比較し、圧力偏差信号を発信して、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設計とする。【33条10】	1.5 原子炉圧力制御系  圧力制御装置は、原子炉圧力を一定に保つように、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を自動制御する設計とする。  また、原子炉圧力が急上昇するような場合、タービンバイパス弁を開き、原子炉圧力の過度の上昇を防止する設計とする。  圧力制御装置は主蒸気圧力とあらかじめ設定した圧力設定値とを比較し、圧力偏差信号を発信して、蒸気加減弁及びタービンバイパス弁の開度を制御することにより、負荷の変動その他の発電用原子炉の運転に伴う原子炉圧力容器内の圧力の変動を自動的に調整する設計とする。【33条10】	—	(変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式ー1への反映結果
変更前	変更後		
1.6 原子炉給水制御系 原子炉給水制御系は、原子炉水位を一定に保つよう にするため、原子炉給水流量、主蒸気流量及び原子炉 水位の信号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポン プの速度を調整することなどにより原子炉給水流量を 自動的に制御できる設計とする。	1.6 原子炉給水制御系 原子炉給水制御系は、原子炉水位を一定に保つよう にするため、原子炉給水流量、主蒸気流量及び原子炉 水位の信号を取り入れ、タービン駆動原子炉給水ポン プの速度を調整することなどにより原子炉給水流量を 自動的に制御できる設計とする。【33条11】	—	— (変更なし)
2. 計測装置等 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時におけ る計測 計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウ ンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに 関する系統の健全性を確保するために監視することが 必要なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な 過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる 設計とする。	2. 計測装置等 2.1 計測装置 2.1.1 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び重 大事故等時における計測 計測制御系統施設は、炉心、原子炉冷却材圧力バウ ンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに 関する系統の健全性を確保するために監視することが 必要なパラメータを、通常運転時及び運転時の異常な 過渡変化時においても想定される範囲内で監視できる 設計とする。【34条1】	—	— (記載追加のみ、変更なし)
また、設計基準事故が発生した場合の状況把握及び 対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事 故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び 期間にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停 止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事 故時においても2種類以上監視又は推定できる設計と する。【34条2】	また、設計基準事故が発生した場合の状況把握及び 対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事 故時に想定される環境下において十分な測定範囲及び 期間にわたり監視できるとともに、発電用原子炉の停 止及び炉心の冷却に係るものについては、設計基準事 故時においても2種類以上監視又は推定できる設計と する。【34条2】	—	— (変更なし)
炉心における中性子束密度を計測するため、原子炉 内に設置した検出器で起動領域、出力領域の2つの領 域に分けて中性子束を計測できる設計とする。	炉心における中性子束密度を計測するため、原子炉 内に設置した検出器で起動領域、出力領域の2つの領 域に分けて中性子束を計測できる設計とする。【34条 7】	—	— (変更なし)
炉周期は起動領域モニタの計測結果を用いて演算で きる設計とする。	炉周期は起動領域モニタの計測結果を用いて演算で きる設計とする。【34条9】	—	— (変更なし)
	重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含 む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために 監視することが必要なパラメータを計測することが困 難となった場合において、当該パラメータを推定する ために必要なパラメータを計測する設備を設置又は保 管する設計とする。【73条1】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.3 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は 推定  計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示し た図面 5.4 計測装置	3. 計測装置の設計
	重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するた	要目表	3. 計測装置の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	<p>めに監視することが必要なパラメータとして、原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量、原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度及び酸素濃度、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度、未臨界の維持又は監視、最終ヒートシンクの確保、格納容器バイパスの監視並びに水源の確保に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。【73条2】</p>	<p>VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)</p> <p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2. 2 重大事故等対処設備に関する計測</p> <p>2. 2. 3 重大事故等の対処に必要なパラメータの計測又は推定</p> <p>計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面</p> <p>5. 4 計測装置</p>	
	<p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」の「計測装置」に示す重大事故等対処設備の他、原子炉圧力容器温度（個数5、計測範囲0～500°C）、フィルタ装置入口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置出口圧力（広帯域）（個数1、計測範囲-0.1～1MPa）、フィルタ装置水位（広帯域）（個数3、計測範囲0～3650mm）、フィルタ装置水温度（個数3、計測範囲0～200°C）、フィルタ装置出口水素濃度（個数2、計測範囲0～30vol%のものを1個、計測範囲0～100vol%のものを1個）、原子炉補機冷却水系系統流量（個数2、計測範囲0～4000m<sup>3</sup>/h）、残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量（個数2、計測範囲0～1500m<sup>3</sup>/h）及び静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500°C）とする。【73条3】</p>	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)</p> <p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面</p> <p>5. 4 計測装置</p>	<p>3. 計測装置の設計</p>
	<p>発電用原子炉施設の状態を直接監視することはできないが、電源設備の受電状態、重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的に監視するパラメータを補助パラメータとし、その補助パラメータのうち重大事故等対処設備を活用する手順等の着手の判断基準として用いる6-2F-1母線電圧、6-2F-2母線電圧、6-2C母線電圧、6-2D母線電圧、6-2H母線電圧、4-2C母線電圧、4-2D母線電圧、125V直流主母線2A電圧、125V直流主母線2B電圧、125V直流主母線2A-1電圧、125V直流主母線2B-1電圧、250V直流主母線電圧、HPCS125V直流主母線電圧、高圧窒素ガス供給系ADS入口圧力及び代替高圧窒素ガス供給系窒素ガス供給止め弁入口圧力を</p>	<p>VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書</p> <p>3. 系統施設ごとの設計上の考慮</p> <p>3. 3 計測制御系統施設</p>	<p>1. 共通的に適用される設計</p> <p>VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一1</p> <p>11. 健全性に係る設計</p>

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>計測する装置は、重大事故等対処設備としての設計を行う。【73条6】</p> <p>2.1.2 原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度の計測 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が変動する可能性のある範囲を測定できる設備として、格納容器内水素濃度(D/W)、格納容器内水素濃度(S/C)、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を設ける設計とする。【67条3】</p>	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)</p> <p>VI-1-1-4-別添2 設定根拠に関する説明書(別添)</p> <p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>2. 基本方針</p> <p>2.2 重大事故等対処設備に関する計測</p> <p>2.2.1 原子炉格納容器内酸素濃度及び水素濃度並びに原子炉格納容器外への排出経路の水素濃度の計測</p> <p>VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計</p> <p>4.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備</p> <p>4.1.4 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)並びに格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度</p> <p>計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面</p> <p>5.4 計測装置</p>	<p>3. 計測装置の設計</p> <p>4. 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に関する設計</p>
	<p>格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)は、原子炉格納容器内の水素濃度が変動する可能性のある範囲の水素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。【67条28】【73条4】</p>	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)</p> <p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 計測装置の構成</p> <p>3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲</p> <p>VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計</p> <p>4.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低</p>	<p>3. 計測装置の設計</p>

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		<p>減設備</p> <p>4. 1. 4 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)並びに格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度</p> <p>計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面</p> <p>5. 4 計測装置</p>	
	<p>格納容器内水素濃度 (D/W) 及び格納容器内水素濃度 (S/C) は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。【67条 29】</p>	<p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3. 1 計測装置の構成</p> <p>3. 1. 4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計</p> <p>4. 3 水素濃度低減設備に係る電源</p> <p>4. 3. 4 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)並びに格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度</p>	<p>3. 計測装置の設計</p>
	<p>格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置(吸引ポンプ(個数 2, 容量 0.05L/min/個以上, 吐出圧力 0.2MPa), 排気ポンプ(個数 2, 容量 0.05L/min/個以上, 吐出圧力 0.854MPa 以上), サンプル冷却器(個数 2, 伝熱面積 0.245m<sup>2</sup>/個以上))により原子炉格納容器内の雰囲気ガスを原子炉建屋原子炉棟内へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。【67条 30】【73条 5】</p>	<p>要目表</p> <p>VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)</p> <p>VI-1-1-4-別添 2 設定根拠に関する説明書 (別添)</p> <p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3. 1 計測装置の構成</p> <p>3. 1. 4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書</p> <p>4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計</p> <p>4. 1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備</p> <p>4. 1. 4 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)並びに格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度</p>	<p>3. 計測装置の設計</p> <p>4. 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に関する設計</p>

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。【67条31】	計測制御系統施設 計測装置の計測制御系統図 5.4 計測装置  VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.4 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)並びに格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度	3. 計測装置の設計
	なお、原子炉補機代替冷却水系から冷却水を供給することにより、サンプリングガスを冷却できる設計とする。【67条32】	VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.1 原子炉格納容器の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.1.4 格納容器内水素濃度(D/W)及び格納容器内水素濃度(S/C)並びに格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度	4. 格納容器内雰囲気ガスサンプリング装置に関する設計
	2.1.3 原子炉格納容器フィルタベント系排出経路内の水素濃度の計測  原子炉格納容器フィルタベント系の排出経路における水素濃度を測定し、監視できるよう、フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口水素濃度(個数2、計測範囲0~30vol%のものを1個、計測範囲0~100vol%のものを1個)を設ける設計とする。【67条21】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.1 原子炉格納容器内酸素濃度及び水素濃度並びに原子炉格納容器外への排出経路の水素濃度の計測 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲	3. 計測装置の設計
	フィルタ装置出口水素濃度は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。【67条23】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.3 原子炉格納容器フィルタベント系	3. 計測装置の設計
	2.1.4 原子炉格納容器から原子炉建屋に漏えいした水素濃度の計測  炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	3. 計測装置の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
	屋等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度が変動する可能性のある範囲にわたり測定できる監視設備として、原子炉建屋内水素濃度を設ける設計とする。【68条1】	(計測制御系統施設)  VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.2 静的触媒式水素再結合装置の動作監視及び原子炉建屋内水素濃度の計測  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.2 原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.2.2 原子炉建屋内水素濃度  計測制御系統施設 計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面 5.4 計測装置	
	原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室において連続監視できる設計とする。【68条6】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.2 原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.2.2 原子炉建屋内水素濃度  計測制御系統施設 計測装置の計測制御系統図 5.4 計測装置	3. 計測装置の設計
	原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについては、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。【68条7】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置	3. 計測装置の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
		VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.6 原子炉建屋内水素濃度	
	また、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上1階及び原子炉建屋地下1階に設置するものについては、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。【68条8】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.6 原子炉建屋内水素濃度	3. 計測装置の設計
	2.1.5 静的触媒式水素再結合装置の作動状態監視 炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉建屋等の水素爆発による損傷を防止するために原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に制御するための重大事故等対処設備として、水素濃度制御設備である静的触媒式水素再結合装置動作監視装置を設ける設計とする。【68条1】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 2.2 重大事故等対処設備に関する計測 2.2.2 静的触媒式水素再結合装置の動作監視及び原子炉建屋内水素濃度の計測  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.2 原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.2.1 静的触媒式水素再結合装置	3. 計測装置の設計
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置（個数8、計測範囲0～500°C、検出器種類 熱電対）は、静的触媒式水素再結合装置の入口側及び出口側の温度により静的触媒式水素再結合装置の作動状態を中央制御室から監視できる設計とし、重大事故等時において測定可能なよう耐環境性を有した熱電対を使用する。【68条4】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.2 原子炉建屋等の破損を防止するための水素濃度低減設備 4.2.1 静的触媒式水素再結合装置	3. 計測装置の設計
	静的触媒式水素再結合装置動作監視装置は、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成	3. 計測装置の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	【68条5】	3.1 計測装置の構成 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置  VI-1-8-2 原子炉格納施設の水素濃度低減性能に関する説明書 4. 原子炉格納施設の水素濃度低減設備の詳細設計 4.3 水素濃度低減設備に係る電源 4.3.5 静的触媒式水素再結合装置	
2.2 警報装置等  設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（中性子束、温度、圧力、流量、水位等のプロセス変数が異常値になった場合、工学的安全施設が作動した場合等）に、これらを確実に検出して自動的に警報（原子炉水位低又は高、原子炉圧力高、中性子束高等）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。【47条1】	2.2 警報装置等  設計基準対象施設は、発電用原子炉施設の機械又は器具の機能の喪失、誤操作その他の異常により発電用原子炉の運転に著しい支障を及ぼすおそれが発生した場合（中性子束、温度、圧力、流量、水位等のプロセス変数が異常値になった場合、工学的安全施設が作動した場合等）に、これらを確実に検出して自動的に警報（原子炉水位低又は高、原子炉圧力高、中性子束高等）を発信する装置を設けるとともに、表示ランプの点灯、ブザー鳴動等により運転員に通報できる設計とする。【47条1】	—	— (変更なし)
発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視できる設計とする。	発電用原子炉並びに原子炉冷却系統に係る主要な機械又は器具の動作状態を正確、かつ迅速に把握できるようポンプの運転停止状態及び弁の開閉状態等を表示灯により監視できる設計とする。【47条5】	—	— (変更なし)
2.3 計測結果の表示、記録及び保存  発電用原子炉の停止、炉心の冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録できる設計とする。	2.3 計測結果の表示、記録及び保存  発電用原子炉の停止、炉心の冷却及び放射性物質の閉じ込めの機能の状況を監視するために必要なパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録し、保存できる設計とする。【34条3】	—	— (冒頭宣言)
設計基準対象施設として、炉心における中性子束密度を計測するための計測装置、原子炉冷却材の不純物の濃度を測定するための導電率を計測する装置、原子炉圧力容器の入口及び出口における温度及び流量を計測するための給水温度、主蒸気温度、給水流量及び主蒸気流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位（停止域、燃料域、広帯域及び狭帯域）を計測する装置並びに原子炉格納容器内の圧力、温度及び可燃性ガス濃度を計測するためのドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、格納容器内温度、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、計測結果を記録できる設計とする。	設計基準対象施設として、炉心における中性子束密度を計測するための計測装置、原子炉冷却材の不純物の濃度を測定するための導電率を計測する装置、原子炉圧力容器の入口及び出口における温度及び流量を計測するための給水温度、主蒸気温度、給水流量及び主蒸気流量を計測する装置、原子炉圧力容器内の水位を計測するための原子炉水位（停止域、燃料域、広帯域及び狭帯域）を計測する装置並びに原子炉格納容器内の圧力、温度及び可燃性ガス濃度を計測するためのドライウェル圧力、圧力抑制室圧力、格納容器内温度、格納容器内雰囲気水素濃度及び格納容器内雰囲気酸素濃度を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。 <u>また、計測結果を記録し、及び保存できる設計とする。</u> 【34条8】 【34条12】【34条13】【34条14】【34条15】	—  ＜下線部＞ 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—  ＜下線部＞ — (変更なし)
制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力を計測するための給水圧	制御棒の位置を計測する装置並びに原子炉圧力容器の入口及び出口における圧力を計測するための給水圧	—	— (変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
力及び主蒸気圧力を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、記録はプロセス計算機から帳票として出力できる設計とする。	力及び主蒸気圧力を計測する装置を設け、これらの計測装置は計測結果を中央制御室に表示できる設計とする。また、記録はプロセス計算機から帳票として出力し保存できる設計とする。【34条10】【34条13】	<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録する。	原子炉冷却材の不純物の濃度は、試料採取設備により断続的に試料を採取し分析を行い、測定結果を記録し、及び保存する。【34条11】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—
	炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉圧力容器内の温度、圧力及び水位並びに原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水量等のパラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合に、代替パラメータにより推定ができる設計とする。【73条8】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.1 起動領域計測装置(中性子源領域計測装置、中間領域計測装置)及び出力領域計測装置 3.1.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量(代替注水の流量を含む。)を計測する装置 3.1.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置 3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置 3.1.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置 3.1.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置 3.1.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置 3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置 4. 計測装置の計測範囲及び警報動作範囲  計測制御系統施設 計測装置の計測制御系統図 5.4 計測装置	3. 計測装置の設計
	また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力(最高計測可能温度等(設計基準最大値等))を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合又は計測範囲を超えた場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。【73条7】【73条9】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—
	原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、水素濃度等	要目表	3. 計測装置の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
	<p>想定される重大事故等の対応に必要となるパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。【73条12】</p>	<p>VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)</p> <p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 計測装置の構成</p> <p>3.1.1 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置</p> <p>3.1.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置</p> <p>3.1.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.1.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p> <p>3.1.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置</p> <p>3.1.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置</p> <p>3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置</p> <p>3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存</p> <p>3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存</p> <p>計測制御系統施設 計測装置の計測制御系統図</p> <p>5.4 計測装置</p>	
	<p>重大事故等の対応に必要となるパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。【73条13】</p>	<p>VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲 及び警報動作範囲に関する説明書</p> <p>3. 計測装置の構成</p> <p>3.1 計測装置の構成</p> <p>3.1.1 起動領域計測装置（中性子源領域計測装置、中間領域計測装置）及び出力領域計測装置</p> <p>3.1.2 原子炉圧力容器本体の入口又は出口の原子炉冷却材の圧力、温度又は流量（代替注水の流量を含む。）を計測する装置</p> <p>3.1.3 原子炉圧力容器本体内の圧力又は水位を計測する装置</p> <p>3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置</p> <p>3.1.5 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係る容器内又は貯蔵槽内の水位を計測する装置</p>	3. 計測装置の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		3.1.6 原子炉格納容器本体への冷却材流量を計測する装置 3.1.7 原子炉格納容器本体の水位を計測する装置 3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置 3.2 計測装置の計測結果の表示、記録及び保存 3.2.3 重大事故等対処設備に関する計測結果の記録及び保存	
	2.4 電源喪失時の計測 <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。【73条10】</p>	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.4 原子炉格納容器本体内の圧力、温度、酸素ガス濃度又は水素ガス濃度を計測する装置 3.1.8 原子炉建屋内の水素ガス濃度を計測する装置 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置	3. 計測装置の設計
	<p>また、代替電源設備が喪失し計測に必要な計器電源が喪失した場合、特に重要なパラメータとして、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する設備については、温度、圧力、水位及び流量に係るものについて、乾電池を電源とした可搬型計測器（原子炉圧力容器及び原子炉格納容器内の温度、圧力、水位、流量（注水量）の計測用として測定時の故障を想定した予備1個を含む1セット26個（予備26個（緊急時対策建屋に保管））（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設のうち「3. 計測装置等」の設備と兼用）により計測できる設計とし、これらを保管する設計とする。</p> <p>なお、可搬型計測器による計測においては、計測対象の設定を行う際の考え方として、同一パラメータにチャンネルが複数ある場合は、いずれか1つの適切なチャンネルを選定し計測又は監視するものとする。</p> <p>同一の物理量について、複数のパラメータがある場合は、いずれか1つの適切なパラメータを選定し計測又は監視するものとする。【73条11】</p>	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.1 計測装置の構成 3.1.9 その他重大事故等対処設備の計測装置	3. 計測装置の設計
3. 安全保護装置等 3.1 安全保護装置 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 <p>安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により発電用原子炉の運転に支障を生じる場合において、その異常な状態を検知し及び原子炉保護系その他系統と併せて機能することによ</p>	3. 安全保護装置等 3.1 安全保護装置 3.1.1 安全保護装置の機能及び構成 <p>安全保護装置は、運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により発電用原子炉の運転に支障を生じる場合において、その異常な状態を検知し及び原子炉保護系その他系統と併せて機能することによ</p>	—	(変更なし)

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
り、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉保護系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。	り、燃料要素の許容損傷限界を超えないようにできるものとともに、設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉保護系及び工学的安全施設を自動的に作動させる設計とする。【35条1】	—	—
運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉スクラム信号及びその他の安全保護装置起動信号を設ける設計とする。 なお、安全保護装置は設置（変更）許可を受けた運転時の異常な過渡変化の評価の条件を満足する設計とする。	運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に対処し得る複数の原子炉スクラム信号及びその他の安全保護装置起動信号を設ける設計とする。 なお、安全保護装置は設置（変更）許可を受けた運転時の異常な過渡変化の評価の条件を満足する設計とする。【35条2】	—	— (変更なし)
安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。	安全保護装置を構成する機械若しくは器具又はチャネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの单一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保する設計とする。【35条3】	—	— (変更なし)
安全保護装置を構成するチャネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャネル間において安全保護機能を失わないよう物理的、電気的に分離し、独立性を確保する設計とする。 また、各チャネルの電源は、分離・独立した母線から供給する設計とする。	安全保護装置を構成するチャネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャネル間において安全保護機能を失わないよう物理的、電気的に分離し、独立性を確保する設計とする。 また、各チャネルの電源は、分離・独立した母線から供給する設計とする。【35条4】	—	— (変更なし)
安全保護装置は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、フェイル・セイフとすることで発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。	安全保護装置は、駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、フェイル・セイフとすることで発電用原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、発電用原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できる設計とする。【35条5】	—	— (変更なし)
計測制御系統施設の一部を安全保護装置と共に用する場合には、その安全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。	計測制御系統施設の一部を安全保護装置と共に用する場合には、その安全機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離した設計とする。【35条7】	—	— (変更なし)
また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。	また、運転条件に応じて作動設定値を変更できる設計とする。【35条9】	—	— (変更なし)
非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計基準事故時において不要な作動をしないようにできる設計とする。	非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、設計基準事故時において不要な作動をしないようにできる設計とする。【38条5】	—	— (変更なし)
	3.1.2 安全保護装置の不正アクセス行為等の被害の防止 安全保護装置のうち、アナログ回路で構成する機器は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作の防止並びに物理的及び電気的アクセスの制限を設け、 <u>システムの据付</u> 、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作を	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 3. 計測装置の構成 3.3 安全保護装置 3.3.1 不正アクセス行為等の被害の防止	5. 安全保護装置の不正アクセス防止の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	防止する措置を講じることで、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。【35条6】	<下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	<下線部> —
	安全保護装置のうち、一部デジタル演算処理を行う機器は、外部ネットワークと物理的分離及び機能的分離、外部ネットワークからの遠隔操作防止及びウイルス等の侵入防止並びに物理的及び電気的アクセスの制限を設け、システムの据付、更新、試験、保守等で、承認されていない者の操作及びウイルス等の侵入を防止する措置を講じることで、不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止できる設計とする。【35条6】	VI-1-5-1 計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書 2. 基本方針 3. 計測装置の構成 3.3 安全保護装置 3.3.1 不正アクセス行為等の被害の防止  <下線部> 運用に関する記載であり、保安規定にて対応	5. 安全保護装置の不正アクセス防止の設計  <下線部> —
	安全保護装置が収納された盤の施錠によりハードウェアを直接接続させない措置を実施すること及び安全保護装置のうち一部デジタル演算処理を行う機器のソフトウェア及びハードウェア回路は設計、製作、試験及び変更管理の各段階で検証と妥当性確認を適切に行うことを保安規定に定め、不正アクセスを防止する。【35条6】	運用に関する記載であり、保安規定にて対応	—
	3.2 ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能） 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）を設ける設計とする。【59条1】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）	6. 工学的安全施設等の設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	発電用原子炉が運転を緊急に停止していかなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、原子炉圧力高又は原子炉水位低（レベル2）の信号により、全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。 また、ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで作動させることができる設計とする。【59条3】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）  VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 その他の工学的安全施設  VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等 3.4.3 安全保護系（原子炉保護系及び工学的安全施設作動	6. 工学的安全施設等の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
		回路) 及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動（作動）信号の起動（作動）回路の説明図  5.5 工学的安全施設等の起動信号	
	ATWS 緩和設備（代替制御棒挿入機能）の流路として、設計基準対象施設である制御棒駆動水圧系の配管を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。  その他、設計基準対象施設である制御棒、制御棒駆動機構及び水圧制御ユニットを重大事故等対処設備として使用できる設計とする。【59条9】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）  計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面 5.1 制御材 5.2.1 制御棒駆動機構 5.2.2 制御棒駆動水圧系  計測制御系統施設に係る系統図 5.2.2 制御棒駆動水圧系  構造図 5.1 制御材 5.2.1 制御棒駆動機構 5.2.2 制御棒駆動水圧系 8.1 原子炉格納容器	6. 工学的安全施設等の設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	3.3 ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）  運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、発電用原子炉を未臨界に移行するために必要な重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）を設ける設計とする。【59条1】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）	6. 工学的安全施設等の設計
	発電用原子炉が運転を緊急に停止していかなければならない状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）は、原子炉圧力高又は原子炉水位低（レベル2）の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させて、発電用原子炉の出力を抑制できる設計とする。【59条4】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）  VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動（作動）信号の設定値の根拠に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針	6. 工学的安全施設等の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		3.1 その他の工学的安全施設  VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等 3.4.3 安全保護系(原子炉保護系及び工学的安全施設作動回路)及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図 5.5 工学的安全施設等の起動信号	
	<p>また、ATWS 緩和設備（代替原子炉再循環ポンプトリップ機能）は、自動で停止しない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することにより、代替原子炉再循環ポンプトリップ遮断器を開放し、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。【59条4】</p>	VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等 3.4.3 安全保護系(原子炉保護系及び工学的安全施設作動回路)及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図 5.5 工学的安全施設等の起動信号	6. 工学的安全施設等の設計
	3.4 ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）  運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合の重大事故等対処設備として、ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、中性子束高及び原子炉水位低（レベル2）の信号により、自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の作動を阻止できる設計とする。【59条7】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（計測制御系統施設）  VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 その他の工学的安全施設  VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等 3.4.3 安全保護系(原子炉保護系及び工学的安全施設作動回路)及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図 5.5 工学的安全施設等の起動信号	6. 工学的安全施設等の設計
	原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレイ系からの注水に加え、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系から大量	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書	6. 工学的安全施設等の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	の冷水が注水され出力の急激な上昇につながるため、ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）により自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）による自動減圧を阻止できる設計とする。【59 条 2】【61 条 3】	(計測制御系統施設)  VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等 3.4.3 安全保護系(原子炉保護系及び工学的安全施設作動回路)及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図 5.5 工学的安全施設等の起動信号	
	また、ATWS 緩和設備（自動減圧系作動阻止機能）は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで、自動減圧系及び代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）の作動を阻止させることができる設計とする。【59 条 8】	VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等 3.4.3 安全保護系(原子炉保護系及び工学的安全施設作動回路)及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図 5.5 工学的安全施設等の起動信号	6. 工学的安全施設等の設計
	3.5 代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）  原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備として、主蒸気逃がし安全弁を作動させる代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）を設ける設計とする。【61 条 1】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)	6. 工学的安全施設等の設計
	自動減圧機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、代替自動減圧回路（代替自動減圧機能）は、原子炉水位低（レベル1）及び残留熱除去系ポンプ運転（低圧注水モード）又は低圧炉心スプレイ系ポンプ運転の場合に、主蒸気逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、主蒸気逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧させることができる設計とする。なお、11個の主蒸気逃がし安全弁のうち、2個がこの機能を有するとともに、自動減圧系との干渉及びリセットスイッチの操作判断の時間的余裕を考慮し、時間遅れを設ける設計とする。【61 条 4】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-5-2 工学的安全施設等の起動(作動)信号の設定値の根拠に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 その他の工学的安全施設  VI-1-5-3 発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係る制御方法に関する説明書 3. 中央制御室に係る制御方法 3.4 発電用原子炉の制御設備の構成等	6. 工学的安全施設等の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		3.4.3 安全保護系(原子炉保護系及び工学的安全施設作動回路) 及びその他の工学的安全施設等の作動設備  工学的安全施設等の起動(作動)信号の起動(作動)回路の説明図  5.5 工学的安全施設等の起動信号	
3.2 試験及び検査  原子炉保護系は、原子炉運転中でも一度に1つずつのチャンネルを各検出器でトリップさせることによって、スクラムパイロット弁までのあらゆる機能をチェックすることができる設計とする。  工学的安全施設作動回路は、原子炉運転中でもテスト信号によって各々のチャンネル(検出器を含む)の試験を行うことができる設計とする。【35条8】	3.6 試験及び検査  原子炉保護系は、原子炉運転中でも一度に1つずつのチャンネルを各検出器でトリップさせることによって、スクラムパイロット弁までのあらゆる機能をチェックすることができる設計とする。  工学的安全施設作動回路は、原子炉運転中でもテスト信号によって各々のチャンネル(検出器を含む)の試験を行うことができる設計とする。【35条8】	—	— (変更なし)
4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内)  原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示等の連絡を行うことができる設備として、警報装置及び通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。	4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備(発電所内)  原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として、警報装置及び通信連絡設備(発電所内)を設置又は保管する設計とする。【46条5】【47条6】  警報装置として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。)及び多様性を確保した通信連絡設備(発電所内)として、十分な数量の送受話器(ページング)(警報装置を含む。), 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX), 移動無線設備(固定型), 移動無線設備(車載型), 携行型通話装置, 無線連絡設備(固定型), 無線連絡設備(携帯型), 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)を設置又は保管する設計とする。【46条5】【47条7】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書  3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(発電所内) 3.1.1 送受話器(ページング)(警報装置を含む。) 3.1.2 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及びFAX) 3.1.3 移動無線設備(固定型)及び移動無線設備(車載型) 3.1.4 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型) 3.1.5 携行型通話装置 3.1.6 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	また、緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)を設置する設計とする。【46条3】【47条8】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書  3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(発電所内) 3.1.7 安全パラメータ表示システム(SPDS)  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	警報装置、通信連絡設備(発電所内)及び安全パラメータ表示システム(SPDS)については、非常用所内電源又は無停電電源(充電器等を含む。)に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。【47条9】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書  3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備(発電所内) 3.1.1 送受話器(ページング)(警報装置を含む。) 3.1.2 電力保安通信用電話設備(固定電話機, PHS端末及	7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		びFAX) 3. 1. 3 移動無線設備(固定型)及び移動無線設備(車載型) 3. 1. 4 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型) 3. 1. 6 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型) 3. 1. 7 安全パラメータ表示システム(SPDS)	
	重大事故等が発生した場合において、発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備(発電所内)及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所内の必要な場所で共有するために必要な通信連絡設備(発電所内)として、必要な数量の衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)及び携行型通話装置を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条1】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 4 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型) 3. 1. 5 携行型通話装置 3. 1. 6 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備(携帯型)は、緊急時対策所内に保管する設計とする。【77条2】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 6 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)	7. 通信連絡設備に関する設計
	無線連絡設備(携帯型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に保管する設計とする。【77条3】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 4 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型)	7. 通信連絡設備に関する設計
	携行型通話装置は中央制御室内に保管する設計とする。【77条4】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 5 携行型通話装置	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設計とする。【77条5】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 4 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型) 3. 1. 6 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)	7. 通信連絡設備に関する設計
	緊急時対策所へ重大事故等に対処するために必要なデータを伝送するための設備として、安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちデータ収集装置は、制御建屋内に設置し、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、緊急時対策所内に設置する設計とする。【76条24】【77条6】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 7 安全パラメータ表示システム(SPDS)  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1. 6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備(固定型)及び無線連絡設備(固定型)は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とする。【77条7】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3. 1 通信連絡設備(発電所内) 3. 1. 4 無線連絡設備(固定型)及び無線連絡設備(携帯型) 3. 1. 6 衛星電話設備(固定型)及び衛星電話設備(携帯型)	7. 通信連絡設備に関する設計
	中央制御室内に設置する衛星電話設備(固定型)及	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書	7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	び無線連絡設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。【77条8】	3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.6 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	
	中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条9】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.4 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型） 3.1.6 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び無線連絡設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条10】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.4 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型） 3.1.6 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備（携帯型）、無線連絡設備（携帯型）及び携行型通話装置は、充電式電池又は乾電池を使用する設計とする。【77条11】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.4 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型） 3.1.5 携行型通話装置 3.1.6 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。また、乾電池を用いるものについては、予備の乾電池と交換することにより、7日間以上継続して通話ができる設計とする。【77条12】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.4 無線連絡設備（固定型）及び無線連絡設備（携帯型） 3.1.5 携行型通話装置 3.1.6 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちデータ収集装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条13】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.7 安全パラメータ表示システム（SPDS）	7. 通信連絡設備に関する設計
	安全パラメータ表示システム（SPDS）のうちSPDS伝送装置及びSPDS表示装置は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条14】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.1.7 安全パラメータ表示システム（SPDS）	7. 通信連絡設備に関する設計
	重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備（発電所内）及び安全パラメータ表示システム（SPDS）については、基準地震動S sによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内）	7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	震性を有する電線管等に敷設する設計とする。【77 条 15】		
	<p>4.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>設計基準事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信連絡設備（発電所外）として、十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話（固定型））、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備（加入電話機及び加入FAX）、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を設置又は保管する設計とする。【47条10】</p>	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.1 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話（固定型）） 3.2.2 社内テレビ会議システム 3.2.3 局線加入電話設備（加入電話機及び加入FAX） 3.2.4 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型） 3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	また、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、データ伝送設備を設置する設計とする。【46条6】【47条11】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.7 データ伝送設備  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	<p>通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、有線系回線、無線系回線又は衛星系回線による通信方式の多様性を確保した通信回線に接続する。</p> <p>電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話（固定型））、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）、専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）、社内テレビ会議システム及びデータ伝送設備は、専用通信回線に接続し、輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また、これらの専用通信回線の容量は、通話及びデータ伝送に必要な容量に対し、十分な余裕を確保した設計とする。【46条6】【47条12】</p>	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外）	7. 通信連絡設備に関する設計
	通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、非常用所内電源又は無停電電源（充電器等を含む。）に接続し、外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。【47条13】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.1 電力保安通信用電話設備（固定電話機、PHS端末、FAX及び衛星保安電話（固定型）） 3.2.2 社内テレビ会議システム 3.2.3 局線加入電話設備（加入電話機及び加入FAX） 3.2.4 専用電話設備（地方公共団体向ホットライン） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX） 3.2.7 データ伝送設備	
	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において、データ伝送設備は、基準地震動 S s による地震力に対し、地震時及び地震後においても、緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。【47条14】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外）	7. 通信連絡設備に関する設計
	重大事故等が発生した場合において、発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な通信連絡設備（発電所外）及び計測等を行った特に重要なパラメータを発電所外（社内外）の必要な場所で共有するための通信連絡設備（発電所外）として、必要な数量の衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）を設置又は保管する設計とする。なお、可搬型については必要な数量に加え、故障を考慮した数量の予備を保管する。【77条16】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型） 3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備（携帯型）は、緊急時対策所内に保管する設計とする【77条17】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備（固定型）は、中央制御室及び緊急時対策所内に設置する設計とする。【77条18】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、緊急時対策所内に設置する設計とする。【77条19】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）	7. 通信連絡設備に関する設計
	重大事故等が発生した場合において、発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ERSS）へ必要なデータを伝送できる設備として、SPDS 伝送装置で構成するデータ伝送設備を緊急時対策所内に設置する設計とする。【76条27】【77条20】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.7 データ伝送設備  通信連絡設備の取付箇所を明示した図面 1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備（固定型）は、屋外に設置したアンテナと接続することにより、屋内で使用できる設計とす	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針	7. 通信連絡設備に関する設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	る。【77条21】	3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	
	また、中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、中央制御室待避所においても使用できる設計とする。【77条8】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	中央制御室内に設置する衛星電話設備（固定型）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条22】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	衛星電話設備（携帯型）は、充電式電池を使用する設計とする。【77条23】  充電式電池を用いるものについては、ほかの端末又は予備の充電式電池と交換することにより7日間以上継続して通話を可能とし、使用後の充電式電池は、中央制御室又は緊急時対策所の電源から充電することができる設計とする。【77条24】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型）	7. 通信連絡設備に関する設計
	緊急時対策所内に設置する衛星電話設備（固定型）及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条25】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.5 衛星電話設備（固定型）及び衛星電話設備（携帯型） 3.2.6 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備（テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX）	7. 通信連絡設備に関する設計
	データ伝送設備は、非常用交流電源設備に加えて、全交流動力電源が喪失した場合においても、代替電源設備である常設代替交流電源設備又は緊急時対策所用代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【77条26】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外） 3.2.7 データ伝送設備	7. 通信連絡設備に関する設計
	重大事故等が発生した場合に必要な通信連絡設備（発電所外）及びデータ伝送設備については、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震時及び地震後においても通信連絡に係る機能を保持するため、固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに、信号ケーブル及び電源ケーブルは、耐震性を有する電線管等に敷設する設計とする。【77条27】	VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.2 通信連絡設備（発電所外）	7. 通信連絡設備に関する設計
	中央制御室内、中央制御室待避所内及び緊急時対策所内に設置する通信連絡設備のうち無線連絡設備、衛星電話設備、携行型通話装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備及びデータ伝送設備は、二以上の発電用原子炉施設と共にしない設計とする。【77条28】	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 2. 基本方針 2.2 悪影響防止等 3. 系統施設ごとの設計上の考慮 3.3 計測制御系統施設	1. 共通的に適用される設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 11. 健全性に係る設計
4.2 設備の共用	4.3 設備の共用	—	—

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（焼却炉建屋、固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ建屋及び予備変圧器配電盤室）（第1号機設備、第1、2、3号機共用）は、第1号機、第2号機及び第3号機で共用するが、各号機に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。【15条13】	通信連絡設備のうち電力保安通信用電話設備（固定電話機及びPHS端末）（焼却炉建屋、固体廃棄物貯蔵所、サイトバンカ建屋及び予備変圧器配電盤室）（第1号機設備、第1、2、3号機共用）は、第1号機、第2号機及び第3号機で共用するが、各号機に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで、共用により安全性を損なわない設計とする。【15条13】		(変更なし)
5. 制御用空気設備 5.1 計装用圧縮空気系 発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として、計装用圧縮空気系を設ける設計とする。	5. 制御用空気設備 5.1 計装用圧縮空気系 発電用原子炉の運転に必要な圧縮空気を供給する制御用空気設備として、計装用圧縮空気系を設ける設計とする。【14条21】	—	— (変更なし)
計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気貯槽、除湿装置等で構成し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。	計装用圧縮空気系は、計装用圧縮空気系空気圧縮機、計装用圧縮空気系空気貯槽、除湿装置等で構成し、空気作動の弁、流量制御器等に圧縮空気を供給する設計とする。【14条22】	—	— (変更なし)
計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系空気圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。	計装用圧縮空気系空気圧縮機が故障した場合でも、所内用圧縮空気系空気圧縮機によって、計装用圧縮空気系に圧縮空気を供給できる設計とする。【14条23】	—	— (変更なし)
所内用圧縮空気系は、所内用圧縮空気系空気圧縮機、所内用圧縮空気系空気貯槽等で構成し、空気貯槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。	所内用圧縮空気系は、所内用圧縮空気系空気圧縮機、所内用圧縮空気系空気貯槽等で構成し、空気貯槽を経て各負荷先へ圧縮空気を供給できる設計とする。【14条24】	—	— (変更なし)
	5.2 高圧窒素ガス供給系 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備として、高圧窒素ガス供給系（非常用）を設ける設計とする。【61条1】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面 5.6.1 高圧窒素ガス供給系	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、高圧窒素ガス供給系（非常用）は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁（6個）の作動に必要な窒素を高圧窒素ガスボンベにより供給できる設計とする。【61条11】	要目表  VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設)  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉格納施設)  計測制御系統施設に係る系統図 5.6.1 高圧窒素ガス供給系	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
		構造図 4. 2. 1 主蒸気系 5. 6. 1 高圧窒素ガス供給系 8. 1 原子炉格納容器	
	高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスボンベの切替え及び取替えが可能な設計とする。【61条12】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  構造図 5. 6. 1 高圧窒素ガス供給系	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計
	高圧窒素ガス供給系（非常用）の流路として、設計基準対象施設である主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備として設計する。【61条13】	要目表  VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設)  原子炉冷却系統施設に係る系統図 4. 2. 1 主蒸気系  計測制御系統施設に係る系統図 5. 6. 1 高圧窒素ガス供給系  構造図 4. 2. 1 主蒸気系 8. 1 原子炉格納容器	2. 計測制御系統施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.3 機能を兼用する機器を含む計測制御施設の系統図に関する取りまとめ 8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 18.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 18.3 機能を兼用する機器を含む原子炉冷却系統施設の系統図に関する取りまとめ
	5.3 代替高圧窒素ガス供給系 原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であつて、設計基準事故対処設備が有する発電用原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために必要な重大事故等対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系を設ける設計とする。【61条1】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  計測制御系統施設に係る機器の配置を明示した図面 5. 6. 2 代替高圧窒素ガス供給系	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計
	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備のうち、主蒸気逃がし安全弁の機能回復のための重大事故等対処設備として、代替高圧窒素ガス供給系は、主蒸気逃がし安全弁の作動に必要な主蒸気逃がし安全弁逃がし弁機能用アキュムレータ及び主蒸気逃がし安全弁自動減圧機能用アキュムレータの充填圧力が喪失した場合において、主蒸気逃がし安全弁のアクチュエータに高圧窒素ガスボンベにより直接窒素を供給することで、主蒸気逃がし安全弁（4個）を一定期間にわたり連続して開状態を保持できる設計とする。【61条14】	要目表  VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設)  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉格納施設)	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 18.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一

基本設計方針		設計結果の記載箇所	様式－1への反映結果
変更前	変更後		
		計測制御系統施設に係る系統図 5.6.2 代替高圧窒素ガス供給系  構造図 4.2.1 主蒸気系 5.6.2 代替高圧窒素ガス供給系 8.1 原子炉格納容器	2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2. 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	高圧窒素ガスボンベの圧力が低下した場合は、現場で高圧窒素ガスボンベの取替えが可能な設計とする。 【61条15】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  構造図 5.6.2 代替高圧窒素ガス供給系	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計
	代替高圧窒素ガス供給系の流路として、設計基準事故対処設備である主蒸気逃がし安全弁を重大事故等対処設備として使用することから、流路に係る機能について重大事故等対処設備としての設計を行う。【61条16】	要目表  VI-1-1-4-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (計測制御系統施設)  VI-1-1-4-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 (原子炉冷却系統施設)  原子炉冷却系統施設に係る系統図 4.2.1 主蒸気系  計測制御系統施設に係る系統図 5.6.2 代替高圧窒素ガス供給系  構造図 4.2.1 主蒸気系 8.1 原子炉格納容器	8. 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備の設計  VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式－1 18. 原子炉冷却系統施設の兼用に関する設計 18.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 18.2.1 兼用を含む原子炉冷却系統施設の機器の仕様等に関する設計 18.3 機能を兼用する機器を含む原子炉冷却系統施設の系統図に関する取りまとめ  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式－1 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.2. 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
6. 主要対象設備 計測制御系統施設の対象となる主要な設備について、「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」に示す。	6. 主要対象設備 計測制御系統施設の対象となる主要な設備について、「表1 計測制御系統施設の主要設備リスト」に示す。 本施設の設備として兼用する場合に主要設備リストに記載されない設備については「表2 計測制御系統施設の兼用設備リスト」に示す。	—	(「主要設備リスト」及び「兼用設備リスト」による)

「要目表から設工認添付書類及び様式一への展開表」【計測制御系統施設】

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
1 制御方式 中央制御方式による自動及び手動制御	1 制御方式 中央制御方式による自動及び手動制御	—	— (変更なし)
2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 中央制御室は以下の機能を有する。 中央制御室は耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作できる設計とする。	2 中央制御室機能及び中央制御室外原子炉停止機能 (1) 中央制御室機能 中央制御室は以下の機能を有する。 中央制御室は耐震性を有する制御建屋内に設置し、基準地震動 S s による地震力に対して機能を喪失しない設計とするとともに、発電用原子炉の反応度制御系統及び原子炉停止系統に係る設備、非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を操作できる設計とする。【38条1】	—	— (変更なし)
発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作ができるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。	発電用原子炉及び主要な関連設備の運転状況（発電用原子炉の制御棒の動作状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要なポンプの起動・停止状態、発電用原子炉及び原子炉冷却系統に係る主要な弁の開閉状態）の監視及び操作ができるとともに、発電用原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設計とする。【38条2】	—	— (変更なし)
a. 中央制御室制御盤等 中央制御室制御盤は、原子炉制御関係、原子炉プラントプロセス計装関係、原子炉保護系関係、原子炉補助設備関係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御装置を設けた中央制御室主制御盤及び中央制御室内裏側直立盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御室制御盤において監視、操作する対象を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の警報装置を含む。）を有する設計とする。 なお、安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される機器については、バイパス状態、使用不能状態について表示すること等により運転員が的確に認知できる設計とする。 また、運転員の監視及び操作を支援するための装置及びプラント状態の把握を支援する装置として CRT 等を有する設計とする。	a. 中央制御室制御盤等 中央制御室制御盤は、原子炉制御関係、原子炉プラントプロセス計装関係、原子炉保護系関係、原子炉補助設備関係、タービン発電機関係、所内電気回路関係等の計測制御装置を設けた中央制御室主制御盤及び中央制御室内裏側直立盤で構成し、設計基準対象施設の健全性を確認するために必要なパラメータ（炉心の中性子束、制御棒位置、原子炉冷却材の圧力、温度及び流量、原子炉水位、原子炉格納容器内の圧力及び温度等）を監視できるとともに、全てのプラント運転状態において、運転員に過度な負担とならないよう、中央制御室制御盤において監視、操作する対象を定め、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の対応に必要な操作器、指示計、記録計及び警報装置（核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、計測制御系統施設、放射線管理施設及び放射性廃棄物の廃棄施設の警報装置を含む。）を有する設計とする。 なお、安全保護装置及びそれにより駆動又は制御される機器については、バイパス状態、使用不能状態について表示すること等により運転員が的確に認知できる設計とする。 また、運転員の監視及び操作を支援するための装置及びプラント状態の把握を支援する装置として CRT 等を有する設計とする。【38条3】	—	— (変更なし)
非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合	非常用炉心冷却設備その他の非常に発電用原子炉の安全を確保するための設備を運転中に試験する場合	—	— (変更なし)

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、使用状態を運転員が的確に識別できるよう表示装置を設ける設計とする。  緊急時対策所との連絡及び連携の機能に係る情報伝達の不備や誤判断が生じないよう、緊急時対策に必要な情報について運転員を介さずとも確認できる設計とする。	に使用する電動弁用電動機の熱的過負荷保護装置は、使用状態を運転員が的確に識別できるよう表示装置を設ける設計とする。【38条5】  緊急時対策所との連絡及び連携の機能に係る情報伝達の不備や誤判断が生じないよう、緊急時対策に必要な情報について運転員を介さずとも確認できる設計とする。【38条4】	—	— (変更なし)
設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とともに施錠管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。  また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。	設計基準対象施設は、プラントの安全上重要な機能に支障をきたすおそれがある機器・弁等に対して、色分けや銘板取り付け等の識別管理や人間工学的な操作性も考慮した監視操作エリア・設備の配置、中央監視操作の盤面配置、理解しやすい表示方法により発電用原子炉施設の状態が正確、かつ迅速に把握できる設計とともに施錠管理を行い、運転員の誤操作を防止する設計とする。  また、保守点検において誤りが生じにくいよう留意した設計とする。【38条6】	—	— (変更なし)
中央制御室の制御盤は、盤面器具（指示計、記録計、操作器具、表示装置、警報表示）を系統毎にグループ化して主制御盤に集約し、操作器具の統一化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別）、操作器具の操作方法に統一性を持たせること等により、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに、容易に操作ができる設計とする。	中央制御室の制御盤は、盤面器具（指示計、記録計、操作器具、表示装置、警報表示）を系統毎にグループ化して主制御盤に集約し、操作器具の統一化（色、形状、大きさ等の視覚的要素での識別）、操作器具の操作方法に統一性を持たせること等により、通常運転、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時において運転員の誤操作を防止するとともに、容易に操作ができる設計とする。【38条8】	—	— (変更なし)
中央制御室主制御盤に手摺を設置することにより、地震発生時における運転員の安全確保及び制御盤上の操作器具への誤接触を防止できる設計とする。	中央制御室主制御盤に手摺を設置することにより、地震発生時における運転員の安全確保及び制御盤上の操作器具への誤接触を防止できる設計とする。【38条9】	—	— (変更なし)
運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において容易に操作することができる設計とともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。	当該操作が必要となる理由となった事象が有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件及び発電用原子炉施設で有意な可能性をもって同時にたらされる環境条件（地震、内部火災、内部溢水、外部電源喪失並びに燃焼ガス、ばい煙、有毒ガス、降下火砕物及び凍結による操作雰囲気の悪化）を想定しても、運転員が運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための設備を中央制御室において操作に必要な照明の確保等により容易に操作することができる設計とともに、現場操作についても運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故時に操作が必要な箇所は環境条件を想定し、適切な対応を行うことにより容易に操作することができる設計とする。【38条7】	要目表  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.1 中央制御室制御盤等 3.1 中央制御室制御盤等	9. 中央制御室の機能の設計
	b. 外部状況把握  発電用原子炉施設の外部の状況を把握するため、津波監視カメラ（浸水防護施設の設備を計測制御系統施	要目表  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書	9. 中央制御室の機能の設計

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	設の設備として兼用（以下同じ。），自然現象監視カメラ，風向，風速その他の気象条件を測定する気象観測設備（第1号機設備，第1，2，3号機共用）等を設置し，津波監視カメラ及び自然現象監視カメラの映像，気象観測設備等のパラメータ及び公的機関から地震，津波，竜巻情報等の入手により中央制御室から発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できる設計とする。【38条10】	2. 基本方針 2.2 外部状況把握 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.2 外部状況把握  環境測定装置の取付箇所を明示した図面 1.5 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面  環境測定装置の構造図 1.5 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	
	津波監視カメラ及び自然現象監視カメラは暗視機能等を持ち，中央制御室にて遠隔操作することにより，発電所構内の周辺状況（海側，山側）を昼夜にわたり把握できる設計とする。【38条10】	要目表  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.2 外部状況把握 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.2 外部状況把握  環境測定装置の構造図 1.5 環境測定装置の構造図及び取付箇所を明示した図面	9. 中央制御室の機能の設計
	なお，津波監視カメラは，地震荷重等を考慮し必要な強度を有する設計とともに，非常用交流電源設備又は常設代替交流電源設備から給電できる設計とする。【38条10】	要目表  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.2 外部状況把握 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.2 外部状況把握	9. 中央制御室の機能の設計
c. 居住性の確保  中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に，中央制御室の気密性，遮蔽その他適切な放射線防護措置，気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガス及び有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより，発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう，多重性を有する設計とする。	c. 居住性の確保  中央制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が中央制御室に入りするための区域は，原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合に，中央制御室の気密性，遮蔽その他適切な放射線防護措置，気体状の放射性物質並びに火災等により発生する燃焼ガス，ばい煙，有毒ガス及び降下火砕物に対する換気設備の隔離その他の適切な防護措置を講じることにより，発電用原子炉の運転の停止その他の発電用原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるための機能を有するとともに連絡する通路及び出入りするための区域は従事者が支障なく中央制御室に入ることができるよう，多重性を有する設計とする。【38条12】	VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 3. 中央制御室の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備	VI-1-10-7 「放射線管理施設」の様式一 10. 中央制御室及び緊急時対策所の居住性に関する設計 10.1 中央制御室
	重大事故等が発生し，中央制御室の外側が放射性物質により汚染したような状況下において，運転員が中央制御室の外側から中央制御室に放射性物質による汚染を持込むことを防止するため，身体サーベイ及び作	運用に関する記載であり，保安規定にて対応	—

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	業服の着替え等を行うための区画を設ける設計とする。【74条17】		
	炉心の著しい損傷が発生した場合においても、可搬型照明（SA）、中央制御室送風機、中央制御室排風機、中央制御室再循環送風機、中央制御室再循環フィルタ装置、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）、中央制御室しゃへい壁、中央制御室待避所遮蔽、補助しゃへい、2次しゃへい壁、差圧計（中央制御室待避所用）、酸素濃度計（中央制御室用）及び二酸化炭素濃度計（中央制御室用）により、中央制御室内にとどまり必要な操作ができる設計とする。【74条1】	要目表  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.3 居住性の確保 3. 中央制御室 3.3 居住性の確保	9. 中央制御室の機能の設計
	炉心の著しい損傷が発生した場合において、原子炉格納施設の非常用ガス処理系及び原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置により、運転員の被ばくを低減できる設計とする。【74条20】【74条22】	要目表  VI-1-1-4-7 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉格納施設）  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.3 居住性の確保 3. 中央制御室 3.3 居住性の確保	9. 中央制御室の機能の設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計
	中央制御室送風機、中央制御室排風機及び中央制御室再循環送風機は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条4】	VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 3. 中央制御室の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備	VI-1-10-7 「放射線管理施設」の様式一 10. 中央制御室及び緊急時対策所の居住性に関する設計 10.1 中央制御室
	非常用ガス処理系は、非常用交流電源設備に加えて、常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条24】	VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	VI-1-10-4 「原子炉冷却系統施設」の様式一 11. 健全性に係る設計
	可搬型照明（SA）及び原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条14】【74条25】	要目表  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室 3.3 居住性の確保  VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書 3. 施設の詳細設計方針 3.3 重大事故等発生時の照明  VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添4 プローアウトパネル関連設備の設計方針	9. 中央制御室の機能の設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.3 原子炉建屋プローアウトパネル関連設備の設計
	炉心の著しい損傷後の原子炉格納容器フィルタベント系を作動させる場合に放出される放射性雲通過時に、運転員の被ばくを低減するため、中央制御室内に中央制御室待避所を設け、中央制御室待避所には、遮	VI-1-7-3 中央制御室の居住性に関する説明書 3. 中央制御室の居住性を確保するための防護措置 3.1 換気設備	VI-1-10-7 「放射線管理施設」の様式一 10. 中央制御室及び緊急時対策所の居住性に関する設計 10.1 中央制御室

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	蔽設備として、中央制御室待避所遮蔽を設ける。中央制御室待避所は、中央制御室待避所加圧設備（空気ポンベ）で正圧化することにより、放射性物質が中央制御室待避所に流入することを一定時間完全に防ぐことができる設計とする。【74条5】		
	差圧計（中央制御室待避所用）により、中央制御室待避所と中央制御室との間が正圧化に必要な差圧が確保できていることを把握できる設計とする。【74条15】	要目表 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.3 居住性の確保	9. 中央制御室の機能の設計
	炉心の著しい損傷が発生した場合に、非常用ガス処理系は、非常用ガス処理系排風機により原子炉建屋原子炉棟内を負圧に維持するとともに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした放射性物質を含む気体を排気筒から排気し、原子炉格納容器から漏えいした空気中の放射性物質の濃度を低減させることで、中央制御室にとどまる運転員を過度の被ばくから防護する設計とする。【74条21】	要目表 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.3 居住性の確保  VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書 3. 原子炉格納施設の設計条件 3.1 設計基準事故時における設計条件 3.1.15 原子炉建屋原子炉棟	9. 中央制御室の機能の設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 2. 原子炉格納施設の兼用に関する設計 2.1 設備に係る設計のための系統の明確化及び兼用する機能の確認 2.2 機能を兼用する機器を含む設備に係る設計 2.2.1 兼用を含む原子炉格納施設の機器の仕様等に関する設計
	炉心の著しい損傷が発生し、非常用ガス処理系を起動する際に、原子炉建屋プローアウトパネルを閉止する必要がある場合には、中央制御室から原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置を操作し、容易かつ確実に開口部を閉止できる設計とする。また、原子炉建屋プローアウトパネル閉止装置は現場においても、人力により操作できる設計とする。【74条22】	要目表 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.3 居住性の確保 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.3 居住性の確保  VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添4 プローアウトパネル関連設備の設計方針	9. 中央制御室の機能の設計  VI-1-10-8 「原子炉格納施設」の様式一 4. その他原子炉格納施設に係る設計 4.3 原子炉建屋プローアウトパネル関連設備の設計
	設計基準事故時及び炉心の著しい損傷が発生した場合において、中央制御室内及び中央制御室待避所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度が活動に支障がない範囲にあることを把握できるよう、酸素濃度計（中央制御室用）（個数1（予備1））及び二酸化炭素濃度計（中央制御室用）（個数1（予備1））を中央制御室内に保管する設計とする。また、酸素濃度計（中央制御室用）（個数1）及び二酸化炭素濃度計（中央制御室用）（個数1）を中央制御室待避所内に保管する設計とする。【38条18】【74条16】	要目表 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.3 居住性の確保 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.3 居住性の確保	9. 中央制御室の機能の設計
	重大事故等時に、中央制御室内及び中央制御室待避所内の操作等に必要な照度の確保は、可搬型照明（SA）（個数6（予備1））によりできる設計とし、身体サーべイ及び作業服の着替え等に必要な照度の確保は、乾	要目表 VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針	9. 中央制御室の機能の設計

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
	電池内蔵型照明（個数 5（予備 1））によりできる設計とする。【74条13】【74条19】	<p>2.3 居住性の確保      3. 中央制御室の機能に係る詳細設計      3.3 居住性の確保</p> <p>VI-1-1-12 非常用照明に関する説明書      2. 基本方針      2.3 重大事故等発生時の照明      3. 施設の詳細設計方針      3.3 重大事故等発生時の照明</p>	
	<p>炉心の著しい損傷が発生した場合においても中央制御室に運転員がとどまるため、以下の設備を設置又は保管する。</p> <p>中央制御室待避所に待避した運転員が、緊急時対策所と通信連絡を行うため、必要な数量の無線連絡設備（固定型）及び衛星電話設備（固定型）を設置する設計とする。</p> <p>中央制御室待避所に待避した運転員が、中央制御室待避所の外に出ることなく発電用原子炉施設の主要な計測装置の監視を行うため、必要な数量のデータ表示装置（待避所）を設置する設計とする。【74条9】【74条11】</p>	<p>要目表      VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書      3. 中央制御室の機能に係る詳細設計      3.3 居住性の確保</p> <p>VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書      2. 基本方針      2.1 通信連絡設備（発電所内）      2.2 通信連絡設備（発電所外）      3. 施設の詳細設計方針      3.1 通信連絡設備（発電所内）      3.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>通信連絡設備の取付箇所を明示した図面      1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面</p>	7. 通信連絡設備に関する設計 9. 中央制御室の機能の設計
	無線連絡設備（固定型）、衛星電話設備（固定型）及びデータ表示装置（待避所）は、全交流動力電源喪失時においても常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電が可能な設計とする。【74条10】【74条12】	<p>要目表      VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書      3. 中央制御室の機能に係る詳細設計      3.3 居住性の確保</p> <p>VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書      2. 基本方針      2.1 通信連絡設備（発電所内）      2.2 通信連絡設備（発電所外）      3. 施設の詳細設計方針      3.1 通信連絡設備（発電所内）      3.2 通信連絡設備（発電所外）</p> <p>通信連絡設備の取付箇所を明示した図面      1.6 通信連絡設備の取付箇所を明示した図面</p>	7. 通信連絡設備に関する設計 9. 中央制御室の機能の設計
d. 通信連絡  原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋	d. 通信連絡  原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に、中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋、タービン建屋等の建屋	<p>要目表      VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書      2. 基本方針</p>	7. 通信連絡設備に関する設計 9. 中央制御室の機能の設計

要目表		設計結果の記載箇所	様式一への反映結果
変更前	変更後		
内外各所の人に操作、作業、退避の指示等の連絡を行うことができる設計とする。	内外各所の人に操作、作業、退避の指示、事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動、音声等により行うことができる設計とする。【47条6】	2.1 通信連絡設備（発電所内） 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.2 通信連絡設備（発電所外）  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.4 通信連絡 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.4 通信連絡設備	
	重大事故等が発生した場合において、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うことができる設計とする。【77条1】【77条16】	要目表  VI-1-1-10 通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1 通信連絡設備（発電所内） 2.2 通信連絡設備（発電所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.1 通信連絡設備（発電所内） 3.2 通信連絡設備（発電所外）  VI-1-5-4 中央制御室の機能に関する説明書 2. 基本方針 2.4 通信連絡 3. 中央制御室の機能に係る詳細設計 3.4 通信連絡設備	7. 通信連絡設備に関する設計 9. 中央制御室の機能の設計
(2) 中央制御室外原子炉停止機能  中央制御室外原子炉停止機能は以下の機能を有する。  火災その他の異常な状態により中央制御室が使用できない場合において、中央制御室以外の場所から、発電用原子炉を高温停止の状態に直ちに移行及び必要なパラメータを想定される範囲内に制御し、その後、発電用原子炉を安全な低温停止の状態に移行及び低温停止の状態を維持させるために必要な機能を有する中央制御室外原子炉停止装置を設ける設計とする。【38条11】	変更なし	—	— (変更なし)